

経営の承継はアナタが決める！

迷うな決断！ 迫る期限

今こそ事業承継税制の特例の活用を！

事業承継税制の特例とは・・・

事前エントリー（特例承継計画）を提出して事業承継すると、
自社株の贈与・相続時の**税負担がゼロ**になる制度

期間
限定事前エントリーは **2027年9月末** まで！特例は **2027年12月末** で終了予定！

※令和8年度税制改正において事前エントリー（特例承継計画）の提出期限が2027年9月末まで延長されました。

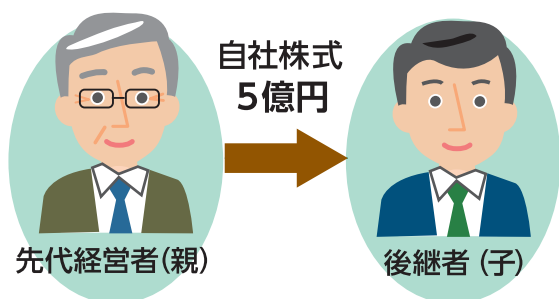
利用者に聞いた！ 事業承継税制の特例のメリット

メリット1 自社株の贈与・相続時の **税負担ゼロ！**メリット2 株価が上昇しても安心！贈与時の価額で **株価を固定！**

メリット1

自社株の贈与・相続時の **税負担ゼロ！**

例えば、先代経営者が子1人に株式を生前贈与すると・・・



贈与税額は・・・

約**2.7億円** （※1）特例を
活用すれば
税負担は・・・

なんと！

0円！（※1）暦年課税制度を選択した場合利用者からはこんな **声** も

会社資金が残ったので、若手社員の
採用と賃上げを大幅に強化。
モチベーション向上から売上も増え、
毎年の賃上げにつながった。

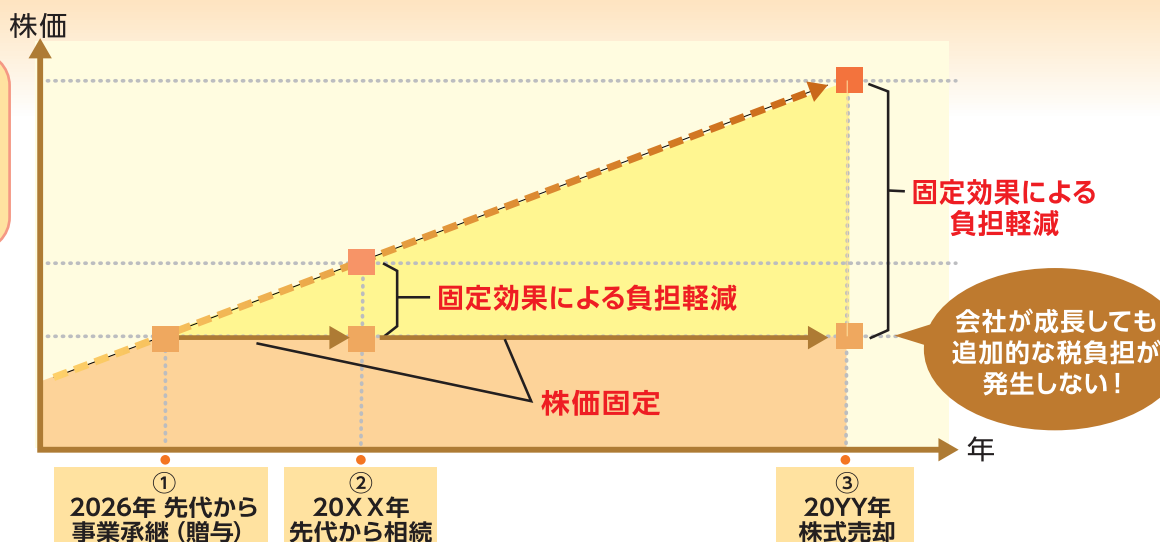


M&Aの資金を確保できたおかげで
事業を多角化し、経営基盤が安定。
ワンストップでサービス提供できる
ようになり売上も増加。

メリット2

株価が上昇しても安心！贈与時の価額で**株価を固定**！

会社を成長させる
うえで株価を
固定できるのは
大きなメリット。



①
先代から事業承継
(贈与or相続)

① 贈与税or相続税が100%猶予されます

②
先代から相続

② 猶予中の贈与税は免除され、贈与時の評価額で相続税額を再計算し、相続税の猶予に切り替わります。贈与時の価額で固定されているため、贈与後に会社が成長し、株価が上昇していても、相続税額には影響しません(※1)
(※1) 相続時の株価が贈与時から下落しても、贈与時の価額で相続税が計算されます

③
株式売却

③ 猶予税額と利子税の納付が必要です(※1)。もし、相続時に比べて株価が上昇していても、贈与時の価額で固定されているため、株価上昇による追加的な税負担はありません(※2)

(※1) 承継してから5年経過している場合は、5年分の利子税は免除されます

(※2) 一定の要件を満たせば売却額ベースで税額を再計算し、それが猶予税額を下回る場合、差額が免除されます

事業承継税制の特例を利用したことで・・・

「何とか事業承継ができた」「納税猶予で生じた資金で投資や賃上げができた」
という声が多く寄せられています

想定したよりも株式評価額が高く、
自力では贈与税は払えなかった。
特例がなければ事業承継できなかった。

適用に向けて事業計画を作成したことで、
経営戦略が可視化でき、
将来を見据えることができた

株価上昇による税負担増の
リスクがないため安心して
設備投資や事業拡大に取り組めた

キャッシュアウトを防げたことで、
従業員の労働環境改善や
新規雇用への投資に注力できた

事業承継に関するご相談は、各窓口にお問い合わせください

税務に関するご相談
お近くの税理士へ

事業承継税制の申請など、税務に関するご相談は、お近くの
税理士までご相談ください。



経営改善に関するご相談
商 工 会 議 所

事業承継に向けた経営改善の相談や専門家派遣等を実施しております。
詳しくは地域の商工会議所(右記)までお問い合わせください。

